

改正後	改正前
<p>（海員名簿） 第十条（略）</p> <p>② 船長は、船員の雇入契約の成立等があつたときは、遅滞なく、船員の氏名、船内における職務、雇入期間その他の船員の勤務に関する事項を海員名簿に記載しなければならない。ただし、法第三十九条の規定により雇入契約が終了した場合において、海員名簿が滅失し、又は毀損したときは、この限りでない。</p> <p>③ 船長は、海員名簿が滅失し、又は毀損したときは、前項ただし書の場合を除き、遅滞なく、海員名簿を作成しなければならない。</p> <p>④ （略）</p> <p>⑤ 海員名簿は、船員の死亡又は雇入契約の終了の日から五年を経過する日まで、なお船内又は前項の場所に備え置かなければならない。ただし、船舶を譲渡したときその他のやむを得ない事由があるときは、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に備え置くことができる。</p> <p>（雇入契約の成立時の書面の交付等） 第十六条の四 船舶所有者は、雇入契約が成立したときは、法第三十六条第一項に規定する書面を二通作成し、うち一通を船員に交付し、他の一通を船員の死亡又は雇入契約の終了の日から五年を経過する日までの間、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に備え置かなければならない。</p> <p>②・③（略）</p>	<p>（海員名簿） 第十条（略）</p> <p>② 船長は、船員の雇入契約の成立等があつたときは、遅滞なく、海員名簿を船員に提示してその確認を受けなければならない。ただし、法第三十九条の規定により雇入契約が終了した場合において、海員名簿が滅失し、又はき損したときは、この限りでない。</p> <p>③ 船長は、海員名簿が滅失し、又はき損したときは、前項ただし書の場合を除き、遅滞なく、海員名簿を作成し、これを船員に提示してその確認を受けなければならない。</p> <p>④ （略）</p> <p>⑤ 海員名簿は、船員の死亡又は雇入契約の終了の日から三年を経過する日まで、なお船内又は前項の場所に備え置かなければならない。ただし、船舶を譲渡したときその他のやむを得ない事由があるときは、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に備え置くことができる。</p> <p>（雇入契約の成立時の書面の交付等） 第十六条の四 船舶所有者は、雇入契約が成立したときは、法第三十六条第一項に規定する書面を二通作成し、うち一通を船員に交付し、他の一通を船員の死亡又は雇入契約の終了の日から三年を経過する日までの間、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に備え置かなければならない。</p> <p>②・③（略）</p>

(雇入契約の成立等の届出)

第十八条 船舶所有者は、船員の雇入契約の成立等があつたときは、最寄りの地方運輸局等の事務所において地方運輸局長等に対し届け出なければならぬ。ただし、労働協約若しくは就業規則の定めにより又はこれらの変更に伴い労働条件が変更された場合は、当該変更について雇入契約の変更の届出をすることを要しない。この場合において、就業規則は、法第九十七条の規定により届出されたものでなければならぬ。

第十九条 船舶所有者は、前条の届出をしようとするときは、次の書類を提示して、雇入契約が成立又は終了した場合にあつては第六号書式による届出書を、雇入契約を変更又は更新した場合にあつては第八号書式による届出書を提出しなければならない。

一〜三 (略)

② (略)

第二十条 法第三十九条の規定により雇入契約が終了した場合において海員名簿が滅失し、又は毀損したときは、船舶所有者は、第六号書式による届出書二通を提出し、その一通をもつて海員名簿に代え、雇入契約の終了の届出をすることができる。

第二十三条 船員の乗組みを同一船舶所有者に属する二以上の船舶相互の間において変更させる必要がある場合において、次の各号のいずれにも該当する船舶所有者が所轄地方運輸局長の一括届出の許可を受けるときは、当該許可に係る船舶に乗り組む船員の雇入契約は、これらの船舶の全てについて存するものとして、当該雇入契約の成立等の届出をするものとする。

一・二 (略)

(雇入契約の成立等の届出)

第十八条 船長(法第三十七条第二項の規定により雇入契約の成立等の届出を行ふべき船舶所有者を含む。次条及び第二十条において同じ。)は、船員の雇入契約の成立等があつたときは、最寄りの地方運輸局等の事務所において地方運輸局長等に対し届け出なければならぬ。ただし、労働協約若しくは就業規則の定めにより又はこれらの変更に伴い労働条件が変更された場合は、当該変更について雇入契約の変更の届出をすることを要しない。この場合において、就業規則は、法第九十七条の規定により届出されたものでなければならぬ。

第十九条 船長は、前条の届出をしようとするときは、次の書類を提示して、雇入契約が成立又は終了した場合にあつては第六号書式による届出書を、雇入契約を変更又は更新した場合にあつては第八号書式による届出書を提出しなければならない。

一〜三 (略)

② (略)

第二十条 法第三十九条の規定により雇入契約が終了した場合において海員名簿が滅失し、又はき損したときは、船長は、第六号書式による届出書二通を提出し、その一通をもつて海員名簿に代え、雇入契約の終了の届出をすることができる。

第二十三条 船員の乗組みを同一船舶所有者に属する二以上の船舶相互の間において変更させる必要がある場合において、次の各号のいずれにも該当する船舶所有者が所轄地方運輸局長の一括届出の許可を受けるときは、当該許可に係る船舶に乗り組む船員の雇入契約は、これらの船舶のすべてについて存するものとして、当該雇入契約の成立等の届出をするものとする。

一・二 (略)

- ② (略)
- ③ 所轄地方運輸局長は、第一項の許可のため必要があるときは、報酬支払簿、法第六十七条第一項の記録簿その他の船員の労務管理に関する書類の提示を求めることができる。

④ (略)

(報酬支払簿)

第四十二条 船舶所有者は、法第五十八条の二の規定により、第十六号の三書式による報酬支払簿を作成し、主たる船員の労務管理の事務を行なう事務所に備え置かなければならない。ただし、報酬支払簿の様式については、同書式に掲げる事項を記載できる別様式のものとすることができる。

② 報酬支払簿は、最後の記載をした日から五年を経過する日まで、なお備え置かなければならない。

(特別の必要がある場合の時間外労働)

第四十二条の九 法第六十四条第二項の国土交通省令で定める特別の必要がある場合は、次のとおりとし、同項の国土交通省令で定める時間は、一日についてそれぞれ当該各号に定める時間とする。

- 一 船舶が港を出入りするとき、船舶が狭い水路を通過するときその他の場合において航海当直の員数を増加するとき 四時間
- 二 防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業に従事するとき 当該作業に従事するために必要な時間
- 三 航海当直の通常の交代のために必要な作業に従事するとき 一時間

四 通関手続、検疫等の衛生手続その他の法令(外国の法令を含む。

一)に基づく手続のために必要な作業に従事するとき 二時間

五 事務部の部員が調理作業その他の日常的な作業以外の一時的な作業に従事するとき 二時間

- ② (略)
- ③ 所轄地方運輸局長は、第一項の許可のため必要があるときは、報酬支払簿、休日付与簿その他の船員の労務管理に関する書類の提示を求めることができる。

④ (略)

(報酬支払簿)

第四十二条 船舶所有者は、法第五十八条の二の規定により、第十六号の三書式による報酬支払簿を作成し、主たる船員の労務管理の事務を行なう事務所に備え置かなければならない。ただし、報酬支払簿の様式については、同書式に掲げる事項を記載できる別様式のものとすることができる。

② 報酬支払簿は、最後の記載をした日から三年を経過する日まで、なお備え置かなければならない。

(特別の必要がある場合の時間外労働)

第四十二条の九 法第六十四条第二項の国土交通省令で定める特別の必要がある場合は、次のとおりとし、同項の国土交通省令で定める時間は、一日についてそれぞれ当該各号に定める時間とする。

- 一 船舶が港を出入りするとき、船舶が狭い水路を通過するときその他の場合において航海当直の員数を増加するとき 四時間
- (新設)

(新設)

二 通関手続、検疫等の衛生手続その他の法令(外国の法令を含む。

一)に基づく手続のために必要な作業に従事するとき 二時間

三 事務部の部員が調理作業その他の日常的な作業以外の一時的な作業に従事するとき 二時間

(労務管理記録簿)

第四十五条 法第六十七条第一項の記録簿には、少なくとも次に掲げる事項(第四十二条の十二に掲げる船舶にあつては第四号に掲げる事項、第四十二条の二第三項の場合にあつては第五号イ及びロに掲げる事項を除く。)を記載するものとし、その様式は、第十六号の五書式とする。ただし、次に掲げる事項を記載することができる別の様式を使用することができる。

- 一 (略)
- 二 基準労働期間並びに当該期間の起算日及び末日
- 三 乗り組む船舶の名称及び当該船舶に乗り組む期間
- 四 労働時間に関する次の事項
 - イ 作業の開始及び終了の時刻並びに当該作業の種類
 - ロ 一日当たりの労働時間及び一週間当たりの労働時間(法第六十条第一項の規定に基づいて労働した時間を除く。)
 - ハ 一日当たりの法第六十四条第一項の規定に基づいて労働した時間
- 五 休日及び有給休暇に関する次の事項
 - イ・ロ (略)
 - ハ 休日(補償休日を除く。)が与えられた年月日及び日数
- ニ (略)
- ホ 補償休日を与えられた年月日及び日数
- ヘ (略)
- ト 与えるべき有給休暇の日数
- チ 有給休暇が与えられた年月日及び日数
- 六 時間外又は補償休日に労働した年月日及び一日当たりの労働時間(削る)

(船内記録簿)

第四十五条 法第六十七条第一項の帳簿の記載事項は、次のとおりとする。ただし、第四十二条の十二に掲げる船舶にあつては第二号を、第四十二条の二第三項の場合にあつては第三号イ及びロを省略することができる。

- 一 (略)
- 二 船員の一当たりの労働時間及び一週間当たりの労働時間(法第六十四条第一項の規定に基づいて労働した時間を除く。)
 - (新設)
 - (新設)
- 三 補償休日に関する次の事項
 - イ・ロ (略)
 - ハ 休日(補償休日を除く。)が与えられた年月日及び当該休日(補償休日)であるときは、その旨
 - ニ (略)
 - ホ (新設)
 - (新設)
- 四 時間外及び補償休日の労働に関する次の事項
 - イ 時間外又は補償休日に労働した年月日
 - ロ 時間外又は補償休日の労働時間、作業の種類及びそれに相応する手当額

(削る)

七(略)

② 前項の記録簿は、船員の死亡又は雇入契約の終了の日から五年を経過する日まで、なお備え置かなければならない。

③ 船舶所有者は、船員に対し、その求めに応じて、第一項の記録簿の記載事項のうち船員から求められた事項について、その写しを交付しなければならない。

(労働時間の把握方法)

第四十五条の二 法第六十七条第三項の国土交通省令で定める方法は、パーソナルコンピュータその他の電子計算機による作業の開始及び終了の時刻の記録、タイムカードによる記録等の客観的な方法その他の適切な方法とする。

(労務管理責任者)

第四十五条の三 法第六十七条の二第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十七条第一項の記録簿の作成及び備置きに関する事項

二 船員の労働時間の状況の把握に関する事項

三 船員の健康状態の把握に関する事項

四 船員からの職業生活に関する相談に関する事項

2 法第六十七条の二第二項の国土交通省令で定める措置は、勤務時間の変更、作業の転換、乗下船の時期の変更、研修の実施その他の適切な措置とする。

第四十五条の四 船舶所有者は、法第六十七条の二第三項の措置を講ずるに当たっては、当該船員の健康状態が良好であることが明らかであ

ハ 割増手当の額並びにその支払年月日及び支払金額

五(略)

(新設)

② 船長は、船員に対し、その求めに応じて、前項に掲げる帳簿の記載事項のうち船員から求められた事項について、その写しを交付しなければならない。

(休日付与簿)

第四十五条の二 船舶所有者は、法第六十七条第三項の規定により、第十六号の五書式による休日付与簿を作成し、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に備え置かなければならない。ただし、休日付与簿の様式については、同書式に掲げる事項を記載できる別様式のものとすることができる。

② 休日付与簿は、最後の記載をした日から三年を経過する日まで、なお備え置かなければならない。

(新設)

(新設)

る場合を除き、当該船員の健康状態その他の実情について医師の意見を聴くものとする。

附 則

第二条 第十条第五項、第十六条の四第一項、第四十二条第二項及び第四十五条第二項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「五年」とあるのは、「三年」とする。

第三条 (略)

(新設)

第二条 (略)